

ご利用の手引き

資金名	新規開業貸付（経営者保証免除貸付）		
目的	県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に経営者保証に依存せず資金を融資する		
融対象資者	<p>スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①②] （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと）</p> <p>[※スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件（概要）] 次の①から⑤のいずれかに該当し、かつ⑥に該当する者</p> <p>① 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内※¹に会社を設立する者 ② 事業を営んでいない個人が設立した会社※²で、設立後5年未満の会社 ③ 分社化を計画する会社※² ④ 設立後5年未満の分社化された会社※² ⑤ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社※²（個人創業後5年未満に限る） ⑥ 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有しているもの</p> <p>（※1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 [その他のポイント③] （※2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。</p>		
資金用途	設備資金及び運転資金		
借換	既往融資の借り換えには利用不可		
融資条件	利率	年1.45%（固定）	期間 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント⑤]
	限度額	1企業 3,500万円 [その他のポイント④]	預託 あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける	
	特別保証制度等	スタートアップ創出促進保証制度に対応	
	責任共有制度	対象外	
	保証料率	年0.70%（創業関連保証の料率0.50%に0.20%を上乗せ）	
	連帯保証人	不要（法人代表者も含めて不要）	
	担保	不要	
申込先	取扱金融機関		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）		
添付書類	① スタートアップ創出促進保証制度所定の創業計画書 [その他のポイント⑥] ② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類		
融資フロー	<p>会社設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関する中小企業活性化協議会のチェックを受け、チェックシートを提出することが必要 [その他のポイント⑦]</p>		

その他のポイント

- ① 国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いはスタートアップ創出促進保証制度要綱に依拠します。スタートアップ創出促進保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「事業を営んでいない個人」に該当するかなど、スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件に該当するか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ③ 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。
- ④ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円が限度となります。
- ⑤ 申込金融機関において、本融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とします。
- ⑥ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）
- ⑦ スタートアップ創出促進保証制度に基づき、金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるように促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受け、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、保証協会に対しその写しを提出することが必要です。「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。